

岸和田市総合教育会議の運営について

目 次

1. 岸和田市総合教育会議運営要綱（案） P 1
2. 岸和田市総合教育会議傍聴要領（案） P 3

1. 岸和田市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、岸和田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集等）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、総合教育会議の開催場所及び日時、会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項及び次に掲げる事項を、市ホームページに掲載して公表するものとする。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

（1）公開又は非公開の別

（2）公開する場合にあつては、傍聴人の定員及び傍聴手続

（3）非公開とする場合にあつては、その理由

（開会及び閉会）

第3条 総合教育会議の開会及び閉会は、市長が行う。

（議事録）

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録（以下「議事録」という。）の記載事項は、次のとおりとする。

（1）開催日時

（2）開催場所

（3）公開又は非公開の別

（4）非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

（5）出席者（傍聴人を除く。）の氏名

（6）傍聴人数（会議を公開した場合に限る。）

（7）協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

（8）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 議事録は、市長及び市長が指名した出席者1名が議事録内容を確認の上、署名を行うものとする。

3 議事録は、会議を非公開とした部分を除き、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(事務局)

第5条 総合教育会議の事務局は、企画調整部政策企画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に際し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

2. 岸和田市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、岸和田市総合教育会議運営要綱第4条第2項の規定に基づき、岸和田市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付において傍聴人名簿に自己の住所、氏名を明記し、事務局の者の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

（会議の傍聴）

第3条 傍聴人の定員は、原則10名とする。定員には、報道関係者、介護者等を含むものとする。

2 傍聴人の決定は、先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議場前において会議の開始30分前から10分前までの間に行う。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了する。

4 前各項にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、傍聴人の定員及び決定方法を別に定めることができる。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（1）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（2）会議場内において発言しないこと。

（3）他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。

（4）会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、市長が特別に承認した行為はこの限りではない。

（5）指定された席に着き、みだりに席をはなれないこと。

（6）鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

（7）飲食又は喫煙をしないこと。

（8）携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 市長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、その者を退場させることができる。

2 市長は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、傍聴人を退場させなければならない。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。